日当山天降川漁業協同組合 鹿内共第 13 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、日当山天降川漁業協同組合が免許を受けた鹿内共第13号第5種 共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。ただし、霧島川及び手篭川を除く 天降川の全水系に限る。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象 となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊 漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その 他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊 漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の 範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網(すくい網を含む)	(あゆ) 網目径 1.0cm 以上
1文M9 (9 \ V) M9 (2 日 (2)	(こい) 網目径 5.0cm 以上

2 川舟、やな漁、たて網、かすみ網、たも網による漁法は禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内 で行わなければならない。

魚種	期間	
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて 公表する期間内	
Z V Y	6月1日から2月末日までの期間内で組合が定めて	
	公表する期間内	
うなぎ	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて	
	公表する期間内	

2 前項の公表は、組合及び組合が委託するお店に掲示するほか、組合のウェブサイト にて公表するものとする。

(禁止期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる期間は採捕してはならない。

魚 種	期間
うなぎ	10月1日~2月末日

(禁止区域)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の区域及びウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア漁法	イ 区 域	ウ 期 間	
全漁法	轟呂1基点より上流 80m	自1月1日至12月31日	
IJ	並石石堤から上下 150m	II.	
IJ	新川発電所取入口石堤上下 50m "		
"	霧島川合流点から日当山橋まで	自 10 月 15 日至 11 月 30 日	
投網	新川発電所取入口から日当山橋まで	自1月1日至12月31日	
JJ	霧島川合流点から泉帯橋下流の関	自 10 月 15 日至 12 月 31 日	
"	より 100m 下流まで	日 10 月 10 日土 12 月 51 日	

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕 してはならない。

魚種	全 長
あゆ	10 センチメートル
ک ۷۱	20 センチメートル
うなぎ	21 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が 未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額 の2分の1に相当する額とする。

漁種	漁具・漁法	遊漁料
+ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		年間 1,000円 (手釣, 竿釣)
あゆ	手釣、竿釣、投網	〃 2,000 円 (投網)
こい	突場、竿釣、投網	同上
る <i>ナ</i> ゝ ゼ	穴釣、竿釣、筒採、	左則 1,000 III
うなぎ	はえ縄	年間 1,000円

- 2 遊漁料は、次に掲げる場所に納付しなければならない。ただし規定遊漁の場合には 該当遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - (1) 日当山天降川漁業協同組合事務所 (霧島市隼人町西光寺 745-1)
 - (2) 田代ドライブイン (霧島市隼人町西光寺 745-1)
 - (3) 田代鮮魚(霧島市隼人町嘉例川 4383-8)
 - (4) つりぐの BB (霧島市隼人町真孝 350-1)
 - (5) 浜崎釣具店 (霧島市国分福島 3 丁目 8-25)

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁 承認証を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認を受けた者の氏名

- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額
- (4) 魚種
- (5) 漁具·漁法
- (6) 鮎産卵場禁止期間·区域
- (7) 注意事項
- (8) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求が あったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行 為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区 域 轟呂 1 基点より上流・・・・80m 並石石堤から上下・・・・・150m 新川発電所取入口石堤上下・・・50m

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告などのために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視 員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名

- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項(組合の実情に応じて記載すること。)
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を 命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付し た遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

- 1 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日(平成15年9月1日)から効力を生ずる。
- 2 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日(平成 25 年 9 月 1 日)から効力を生ずる。
- 3 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日(平成 26 年 5 月 22 日)から効力を生ずる。
- 4 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日(平成28年2月15日)から効力を生ずる。(天降川漁業協同組合を吸収合併することに伴う適用区域の拡大)
- 5 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日(平成 28 年 6 月 21 日)から効力を生ずる。
- 6 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日(令和元年 5 月 24 日)から効力を生ずる。
- 7 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日(令和5年9月1日)から効力を生ずる。

遊 漁 規 則

(目 的)

第 1 条 この規則は松永漁業協同組合が免許を受けた鹿内共第13号第5号種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ)の採捕(以下遊漁という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 この漁場区域内で手釣、竿釣、投網、筒採等の漁法によって遊漁をしようとする者は、組合発行の遊漁許可証(投網、つり)を購入し、その承認を受けなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	魚種	規模
投網	あゆ	網目径 1.0 cm以上
	こい	網目径5 cm以上
たも網	あゆ	網目径 1.5 cm以上

2. やな漁、たて網は禁止する。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表、左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内で 行わなければならない。

漁種	期間
あゅ	6月1日から12月31日までの間で組合公表の間 小鹿野滝より上流は7月1日から12月31日まで
z v	6月1日から2月末日まで
うなぎ	3月1日から9月30日まで

(禁止区間)

第 5 条 次表ア欄に掲げる漁法においては、それぞれイ欄の区域及びウ欄の期間中遊漁 してはならない。(禁 漁 区)

ア漁法	イ 区 域	ウ 期 間
全漁法	霧島市隼人町松永花山堰堤上流端から、上流	1月1日より12月31日迄
	下流各 50m 以内の流域	
全漁法	霧島市隼人町松永、松永用水堰堤上流端から	1月1日より12月31日迄
	上流、下流各 15m 以内の流域	
全漁法	霧島市牧園町持松、小鹿野滝から上流	1月1日より12月31日迄
	360m、下流 180m 以内の流域	
全漁法	霧島市牧園町持松、発電所取水堰堤上流端か	1月1日より12月31日迄
	ら、上流、下流各 90m 以内の流域	
投 網	霧島市隼人町松永、松永用水堰堤から上流霧	1月1日より12月31日迄
	島町までの全水域	
全漁法	天降川と霧島川合流地点より武安橋までの	10月15日より12月31日迄
	流域	

(体長等の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさ以下のもの を採捕してはならない。

魚 種	大きさ
あゆ	10 cm 以下
z v	20 cm "
うなぎ	21 cm "

(遊漁料の額及び納付方法)

第 7 条 遊漁料の額は次の通りとする。遊漁者が小学生未満の場合は無料とする。

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、投 網、たも網	年 間 1.000円 (手釣、竿釣、たも網) " 2.000円
Z V)	手釣、竿釣、投 網	同 上
うなぎ	穴釣、竿釣、筒取り、はえ縄	年 間 1.000円

2 遊漁料は、許可証と引き換えに松永漁業協同組合事務所(隼人町松永 1904 番地) へ 納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

又は、組合指定の遊漁許可証販売所にて許可証と引き換えに納付する事ができる。

- (1) 田代ドライブイン (霧島市隼人町西光寺 745-1)
- (2) 田代鮮魚 (霧島市隼人町嘉例川 4383-8)
- (3) つり具のBB (霧島市隼人町真孝 350-1)
- (4) 浜崎釣具店 (霧島市国分福島 3丁目 8-25)
- (5) ファミリーマートはやと松永店 (霧島市隼人町松永1丁目215)
- (6) かみまき農機 (霧島市隼人町松永 2392 12)

(遊漁許可証に関する事項)

- 第 8 条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁許可証 (投網、つり)を遊漁者に交付するものとする。
 - 2 遊漁許可証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 9 条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁許可証を携帯し、漁場監視員の要求があった ときはこれを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第10条 漁場監視員は遊漁者に対し規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。
 - 2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、 以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻 しは行わないものとする。

附則

1 この規則は行政庁の認可を受けた日(令和5年 9月 1日)から効力を生じる。

手篭川漁業協同組合 鹿内共第 13 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、手篭川漁業協同組合が免許を受けた鹿内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。ただし、霧島川及び手篭川を除く天降川の全水系に限る。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には口頭で、その 他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊 漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の 範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
投 網	(あゆ) 網目径 1.0cm 以上
投網	(こい) 網目径 5.0cm 以上

2 やな漁・たも網・たて網・かすみ網による漁法は禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内 で行わなければならない。

魚種	期間	
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表 する期間内	
= W	6月1日から2月末日までの期間内で組合が定めて公表 する期間内	
うなぎ	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公 表する期間内	

2 前項の公表は、組合及び組合が委託するお店に掲示して公表するものとする。

(禁止期間)

第5条 次表左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる期間は採捕してはならない。

魚種	期間
うなぎ	10月1日~2月末日

(禁止区域)

第6条 第4条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の区域及びウ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア漁法	イ 区 域	ウ 期 間
全漁法	平溝堰下流の渕全長 20m	自1月1日至12月31日

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	10 センチメートル
2 V)	20 センチメートル
うなぎ	21 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生未満の場合は無料とする。

漁種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	年 間 1,000円
	投網	年 間 2,000円
Z V)	手釣、竿釣	年 間 1,000円
	投網	年 間 2,000円
うなぎ	穴釣、竿釣、筒採、はえ縄	年 間 1,000円

- 2 遊漁料は、次に掲げる場所に納付しなければならない。ただし規定遊漁の場合には 該当遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
 - (1) 手篭川漁業協同組合事務所 (霧島市隼人町住吉 2463)

(遊漁承認証に関する事項)

- 第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁 承認証を遊漁者に交付するものとする。
 - (1) 承認期間
 - (2) 遊漁料の額
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具·漁法
 - (5) 注意事項
 - (6) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 10 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求が あったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の遊漁者の迷惑となる行 為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)に基づく報告などのために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視 員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期間
 - (3) 注意事項
 - (4) その他必要な事項(組合の実情に応じて記載すること。)
 - (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を 命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付 した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

1 この規則の変更は行政庁の認可を受けた日(令和5年9月1日)から効力を生ずる。